

## 大阪市市民活動推進審議会部会要綱

制定 平成26年9月26日

### 1 趣旨

この要綱は、大阪市市民活動推進審議会規則（平成18年大阪市規則第170号）第4条の規定に基づき、大阪市市民活動推進審議会部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 部会長

部会長は、部会で行う検討・作業を総括し、大阪市市民活動推進審議会（以下「審議会」という。）にその結果を報告する。

部会長に事故あるときは、部会長がその職務を代理する者を指名する。

### 3 招集

部会は、部会長が必要に応じて招集する。

### 4 関係者の出席

部会は、必要があると認めるときは、審議会会長の指名により、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### 5 庶務

部会の庶務は、市民局において処理する。

### 6 その他

第1項から第5項までに定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審議会会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年9月26日から施行する。